



宮 崎 県 公 報

令和4年6月23日(木曜日) 第317号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 44,400円

目 次

告 示

- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報……………(総務課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 2
- 民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 3
- 漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正……………(水産政策課) 3
- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 3

公 告

- 土地改良区の役員の退任の届出……………(農村整備課) 4
- 土地改良区の定款変更の認可……………(") 4
- 土地改良区管理規程の設定の認可……………(") 4
- 土地改良区の清算人の退任の届出……………(") 4
- 入札公告…………… 4
- 教育委員会告示**
- 令和5年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱…………… 5
- 公安委員会告示**
- 特別遊泳場の指定…………… 6

告 示

宮崎県告示第 416号

宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定めた。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報(令和3年宮崎県告示第438号)は、廃止する。

令和4年6月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
県職員選考採用試験	試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日から起算して6月間	総務部人事課
准看護師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から起算して1月間	福祉保健部医療政策課
毒物劇物取扱者試験	同 上	同 上	福祉保健部薬務対策課
登録販売者試験	同 上	同 上	同 上
調理師試験	同 上	同 上	福祉保健部衛生管理課
ふぐ処理師試験	同 上	同 上	同 上
製菓衛生師試験	同 上	同 上	同 上
クリーニング師試験	同 上	同 上	同 上

狩猟免許試験	知識試験の得点	試験当日午後	各試験会場
		最終合格発表の日から起算して1月間	環境森林部自然環境課、西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課
	技能試験の減点	同 上	同 上
林業架線作業主任者免許講習修了試験	科目別得点	合格発表の日から起算して1月間	宮崎県林業技術センター
砂利採取業務主任者試験	科目別得点及び総合得点	同 上	商工観光労働部企業振興課
採石業務管理者試験	同 上	同 上	同 上
技能検定試験	科目別得点	同 上	商工観光労働部雇用労働政策課
職業訓練指導員試験	同 上	同 上	同 上
県立産業技術専門学校訓練生選考試験	学科試験の科目別得点	同 上	受験した県立産業技術専門学校又は県立産業技術専門学校高鍋校
宮崎県農薬管理指導士認定試験	科目別得点及び総合得点	可否通知を発送した日から起算して1月間	農政水産部農業普及技術課
県立農業大学校入学試験	総合得点	合格発表の日から起算して1月間	県立農業大学校
家畜人工授精に関する講習会選考試験	総合得点及び順位	同 上	農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課
家畜人工授精に関する講習会修業試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
家畜体内受精卵移植に関する講習会選考試験	総合得点及び順位	同 上	同 上
家畜体内受精卵移植に関する講習会修業試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
県立高等水産研修所入所試験	筆記試験の得点及び総合順位	同 上	県立高等水産研修所
宮崎県産業開発青年隊入隊試験	一般選考試験又は推薦選考試験における総合評価点及び順位	同 上	宮崎県建設技術センター
会計年度任用職員選考採用試験	総合得点及び総合順位	選考結果を通知した日から起算して1月間	選考採用試験を実施した各所属

宮崎県告示第 417号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次とおり指定した。

令和 4 年 6 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
長沼レディースクリニック	延岡市日の出町2丁目2-3	令和4年5月25日

宮崎県告示第 418号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 4 年 6 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字向山字鶴平 7174、7179、7199-1
- 2 指定の目的 落石の危険の防止

宮崎県告示第 419号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。

なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和 4 年 6 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
北浦加入区	[略]	1～4 [略] 5 大型定置漁業（漁業法（昭和24年法律第 267号） <u>第6条第3項</u> に規定する漁業をいう。以下同じ。）及び小型定置漁業（内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業であって、大型定置漁業以外のものをいう。以下同じ。） 6 [略]	北浦加入区	[略]	1～4 [略] 5 大型定置漁業（漁業法（昭和24年法律第 267号） <u>第60条第3項</u> に規定する漁業をいう。以下同じ。）及び小型定置漁業（内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業であって、大型定置漁業以外のものをいう。以下同じ。） 6 [略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
延岡市第一加入区	[略]	1 小型機船底びき網等漁業、 <u>小型定置漁業及び小型漁船漁業</u> 2 大型定置漁業	延岡市第一加入区	[略]	1 <u>総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの、大型定置漁業及び小型定置漁業</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
川南町加入区	[略]	1 小型機船底びき網等漁業 2 小型まぐろ漁業 3 小型漁船漁業であって1に掲げる漁業以外のもの	川南町加入区	[略]	1 <u>総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの</u> 2 <u>総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

宮崎県告示第 420号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字鶴平7179・7199-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐は択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

なお、関係図面は、令和4年6月23日から同年7月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字越 野尾字窪 2 24番13から 同郡同村同 大字同字 2 24番13まで	旧	5.2～ 16.9	104.2
				新	7.9～ 22.1	104.2

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、巢立土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 6 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	池之上 重 秋	都城市丸谷町2097番地 7

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、石山土地改良区（都城市）から令和 4 年 4 月 11 日付で申請のあった定款の変更を認可した。

令和 4 年 6 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第57条の 2 第 1 項の規定により、鳩越土地改良区（都城市）から令和 4 年 4 月 1 日付で申請のあった管理規程の設定を次のとおり認可した。

令和 4 年 6 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 管理規程の名称
鳩越頭首工管理規程
- 認可年月日
令和 4 年 6 月 15 日
- 管理規程の概要
第 1 章 総則
第 2 章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
第 1 節 水位
第 2 節 取水
第 3 節 放流及びゲートの操作
第 3 章 点検及び整備に関する事項
第 4 章 緊急事態における措置に関する事項
第 1 節 洪水
第 2 節 かんぱつ
第 5 章 雑則
附則

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第17項の規定により、椛崎土地改良区（高千穂町）の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 6 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した清算人

氏 名	住 所
佐 藤 有 三	西臼杵郡高千穂町大字押方5260番地
後 藤 雅 雄	西臼杵郡高千穂町大字押方4988番地
佐 藤 又 一	西臼杵郡高千穂町大字押方4992番地 1
佐 藤 則 義	西臼杵郡高千穂町大字押方5069番地
安 在 学	西臼杵郡高千穂町大字押方5666番地
安 在 昭 則	西臼杵郡高千穂町大字押方5364番地
戸 高 光 洋	西臼杵郡高千穂町大字押方5654番地

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 4 年 6 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- 購入物品及び数量 揮発性成分精密分析装置一式
- 購入物品の特質等 入札説明書による。
- 納入期限 令和 4 年 12 月 14 日
- 納入場所 宮崎県工業技術センター

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
ア 令和 4 年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。
イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和 4 年 7 月 4 日までに下記 4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和4年6月23日から令和4年7月4日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 期間 令和4年6月23日から令和4年8月2日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 交付期間 令和4年6月23日から令和4年7月27日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 提出期限 令和4年8月2日午前11時(送付にあっては、令和4年8月1日午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館1階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和4年8月2日午前11時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

12 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of goods and/or services required:

One (1) GC-MS SIM system for precision analysis of volatile compounds

(2) Time limit for tender :11:00 a.m. 2 August, 2022

(3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2-10-1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan 880-8501 TEL:0985-26-7208

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第3号

令和5年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱をここに公表する。

令和4年6月23日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

令和5年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱

1 募集人員

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 | 40人(男子20人、女子20人) |
| (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校 | 80人 |
| (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校 | 40人 |

2 応募資格

令和5年3月に小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者及び義務教育学校(前期課程)修了見込みの者で、宮崎県内に居住している者

3 出願手續

入学志願者の出願手續については、別に定める「令和5年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜実施細目」(以下「実施細目」という。)による。

4 入学者選抜

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び選抜検査の結果を資料として行う。

5 入学者選抜検査会場

- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校
 - ア 宮崎会場
宮崎県教育研修センター(宮崎市阿波岐原町前浜4276番地729)
電話番号 0985(24)3122
 - イ 延岡会場
宮崎県立延岡青朋高等学校(延岡市平原町2丁目2618番地2号)
電話番号 0982(33)4980
- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校
宮崎県立宮崎西高等学校(宮崎市大塚町柳ヶ迫3975番地2)
電話番号 0985(48)1021
- (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校
宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校(都城市妻ヶ丘町27街区15号)
電話番号 0986(23)0223

6 検査日

入学者選抜検査
令和5年1月7日（土）

7 その他

この要綱に定めるもののほか、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の入学者選抜に関し必要な事項は、実施細目に定めるところによる。

新型コロナウイルス感染症により、検査当日（令和5年1月7日）の検査が実施できなかった者については、実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第 114号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成4年宮崎県条例第37号）第8条第2項の規定により、次のとおり特別遊泳場を指定する。

令和4年6月23日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

海水浴場等の名称	所在地	指定期間
青島海水浴場	宮崎市青島2丁目 669番地1の先	令和4年7月2日から 同 年8月28日まで
白浜海水浴場	宮崎市大字折生迫1707番地の先	令和4年7月2日から 同 年8月28日まで
富士海水浴場	日南市大字富士字金ヶ脇	令和4年7月3日から 同 年8月31日まで
大堂津海水浴場	日南市大堂津 大堂津海浜	令和4年7月2日から 同 年8月31日まで
日南市栄松ビーチ	日南市南郷町中村乙4178番地1	令和4年7月17日から 同 年8月31日まで
高鍋海水浴場	高鍋町蚊口浜海岸	令和4年7月21日から 同 年8月28日まで